

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月24日

【会社名】 株式会社マツキヨココカラ &カンパニー

【英訳名】 MatsukiyoCocokara & Co.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本 清雄

【本店の所在の場所】 千葉県松戸市新松戸東9番地1

【電話番号】 047(344)5110

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理統括 小部 真吾

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区湯島1丁目8番2号

【電話番号】 03(6845)0005

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理統括 小部 真吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番地1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年6月21日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月21日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

配当総額8,351,236,380円

効力発生日 2024年6月24日

#### 第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、松本南海雄、松本清雄、塚本厚志、松本貴志、小部真吾、石橋昭男、山本剛、松田崇、松下功夫、大村宏夫、木村恵司、谷間真、河合順子、沖山奉子の14氏を選任するものです。

#### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小池徳子、渡辺昇一の両氏を選任するものです。

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社の取締役の報酬額（「固定報酬」及び「業績報酬」の総額）は、2021年6月29日開催の株主総会において、年額950百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。以下、「金銭報酬枠」という。）としてご承認いただき、さらに2019年6月27日開催の株主総会において、金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬付与のための金銭報酬債権を支給するものとし、その金銭報酬債権の総額を年額85百万円以内、本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年30,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とご承認いただいております。本制度は、対象取締役に対して、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものですが、本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額並びに本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を、金銭報酬枠とは別枠として、年額360百万円以内（但し、かかる報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。）並びに年90,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と改定するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) (注)3
第1号議案 剰余金処分の件	3,620,859	28,365	-	(注)1	可決 (98.43)
第2号議案 取締役14名選任の件				(注)2	
松本 南海雄	3,471,536	173,029	4,661		可決 (94.37)
松本 清雄	3,421,967	222,595	4,661		可決 (93.02)
塚本 厚志	3,576,813	72,378	38		可決 (97.23)
松本 貴志	3,576,469	72,722	38		可決 (97.22)
小部 真吾	3,576,303	72,888	38		可決 (97.21)
石橋 昭男	3,576,386	72,805	38		可決 (97.22)
山本 剛	3,576,766	72,425	38		可決 (97.23)
松田 崇	3,576,930	72,261	38		可決 (97.23)
松下 功夫	3,617,781	31,411	38		可決 (98.34)
大村 宏夫	3,617,859	31,333	38		可決 (98.34)
木村 恵司	3,617,820	31,372	38		可決 (98.34)
谷間 真	3,618,685	30,507	38		可決 (98.37)
河合 順子	3,618,906	30,286	38		可決 (98.37)
沖山 奉子	3,618,602	30,590	38		可決 (98.36)
第3号議案 監査役2名選任の件				(注)2	
小池 徳子	3,632,783	16,286	158		可決 (98.75)
渡辺 昇一	3,632,725	16,344	158		可決 (98.75)
第4号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件	3,471,410	174,841	2,978	(注)1	可決 (94.36)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、4,173,482個です。

また、賛成の比率は、出席した株主の議決権の数(事前行使及び当日出席)に対する割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立しております。よって、前記(3)の賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含まれておりません。